

指定管理者申込要項概要（非公募）

施設名	室蘭市障害者福祉総合センター
担当部課	保健福祉部障害福祉課
団体名	一般社団法人 室蘭身体障害者福祉協会
非公募の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・当該協会は、身体障害者の自立と社会参加を設立目的とし、市内障害者団体で約 80 名（令和 5 年 4 月 17 日現在 正会員 63 名、協力会員 16 名）の会員を有し、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、内部障害者に対して文化・スポーツの振興等の幅広い実践活動を行なっており、障害者団体として、これら障がい者の地域事情にも精通している。 ・当該施設の地域活動支援センター事業の実施には、障がい者の特性に応じて、安定的かつ継続的サービス提供が求められており、また、利用者の個々の特性等を理解し、信頼関係を構築し事業を遂行している団体である。 ・当該協会が引き続き、利用する障がい者の目線に立った細やかな対応と継続的な信頼関係を重視することで、障がい者の安心、安全が確保されると共に、現に当該施設の指定管理者として業務に精通していることを含め、指定管理期間内における安定的な管理運営が行われることが認められる。
申込資格	<p>「室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」第 3 の 3 第 3 号ア及びイによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭市内に事務所があること ・団体であること ・指定管理者の指定の取り消し又は停止を受けていないこと ・本市市税を滞納していない者であること等
申込期間	令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 8 月 31 日
選定基準	<p>室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 4 条の定めによる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用が確保されること。 ・管理等の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 ・管理等の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、又はその確保が可能であること。 ・収支計画書の内容が、施設の管理経費の削減が図られるものであること。
管理の基準	<p>「室蘭市障害者福祉総合センター条例」及び「室蘭市障害者福祉総合センター管理運営規則」による。</p> <p>障害者に対する福祉の増進を図ること。</p> <p>○開館時間 ・平日・土曜日 午前 10 時から午後 9 時まで ・日曜日 午前 10 時から午後 5 時まで</p> <p>○休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する祝日（その日が月曜日にあたる場合は、その後最初の開館日も休館） ・祝日法第 3 条第 3 項に規定する日 ・月曜日 ・年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
業務の範囲	<p>「室蘭市障害者福祉総合センター条例」及び「室蘭市障害者福祉総合センター管理運営規則」及び「管理仕様書」による</p> <p>○主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭市障害者福祉総合センターに関する業務 ・施設の使用許可等に関する業務 ・施設の運営及び維持管理に関する業務 ・施設の安全対策に関する業務
利用料金制度	○・無
市の費用支出	<p>「委託料＝管理費用（※）－（利用料金＋事業収入）」</p> <p>（※）ここで言う「管理費用」とは、市が設定した同費用額を参考にして団体と協議し定めた額を指す。</p>
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日
その他特記事項	